

# 山元町立中学校に係る部活動の方針

平成30年12月

山元町教育委員会

## ○ 趣旨

中学校の部活動については、人間性や社会性を磨き、たくましい心を育てるなど教育的意義がある一方、行き過ぎた指導や過熱化、教職員のワーク・ライフ・バランスの問題があることから、スポーツ庁並びに宮城県教育委員会から「部活動での指導ガイドライン」が示されたところである。

それらを踏まえ、本町においても、適切な部活動の取組に関する「方針」を策定し、平成31年4月から町内中学校に適用することとする。

## 1 適切な休養日等の設定

### (1) 適切な休養日及び活動時間等の基準

#### 【基本的な考え方】

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動などの学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとすることができるよう、部活動の休養日等について具体的な基準を設ける。

#### 【具体的な基準】

##### ①学期中の休養日の設定

- ・ 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・ 定期考査や実力考査等の前後には、学習に専念できるよう休養日を設ける。

##### ②長期休業中の休養日の設定

- ・ 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- ・ また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

##### ③1日の活動時間

- ・ 長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

##### ④朝練習

- ・ 朝練習については、原則禁止とする。

- ・ ただし、校長が、大会やコンクール等の前など特別な事情があると認めたのみ限定的に朝練習を行うことができるものとするが、その場合も学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画する。

#### ⑤ハイシーズンの設定

- ・ 郡総合体育大会及び新人大会、東北・全国大会、各種コンクール等を控えた時期をハイシーズンとし、技能強化を目指して活動日を増やすことを認める。
- ・ ただし、その分、それ以外の時期に休養日を十分に確保し、生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト（燃え尽き）を防止するとともに、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。
- ・ また、校長は、恒常的にハイシーズンとならないように、生徒の教育上の意義、生徒及び顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクール等を精査する。

### (2) 校長による「部活動の方針」の策定

- 校長は、本方針に則り、毎年度、部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

### (3) 顧問による活動計画の作成

- 顧問は「学校の部活動に係る活動方針」を踏まえ、年間を見通した活動計画を作成して休養日を確保するとともに、保護者、外部指導者等に説明し、理解を求める。
- 活動計画を作成するにあたっては、効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学校行事や学習への影響を考慮する。
- 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。（別紙 参考様式）

### (4) 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

- 教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、業務改善及び勤務管理等を行う。

- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜指導・是正を行う。

## 2 指導・運営に係る体制の構築

### (1) 指導体制の構築

- 校長は、生徒や教師の数、外部指導者等の活用状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するよう努める。
- 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、外部指導者等の活用状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- 教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、外部指導者等の活用状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に配置することを検討する。

### (2) 研修の充実

- 教育委員会は、顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実行の確保を図るための研修等の取組を行う。
- また、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- 校長は、毎年度当初、職員会議等において「部活動指導の手引（平成 30 年 3 月 28 日付けス第 747 号）」を用い、部活動指導の在り方について、顧問となる教師全員に研修を行う。